

○総務省告示第四百三十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28ただし書の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣 山本 早苗

表十九の項を次のように改める。

十九 77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	4GHz
------------------------------------	------

附 則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。